**【建築物】**

**景観形成基準適合チェックシート（自然・田園区域）**

　景観上、配慮の必要な内容を「チェック内容」としています。チェック内容ごとに該当するかを確認し、該当する場合は、左側の□に✓を付けてください。「適・不適」は担当職員の記入欄ですので、記入不要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | **申請者記入欄** | 適・不適 |
| チェック内容（それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） |
| 高さ・位置 | ◆ | **周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。** | □ | 周囲の道路や公園などの公共の場から見て、周辺の森林や樹木等の自然景観や田園景観と調和し、周辺の建物から著しく突出しない高さとしている。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ◆ | **背景となる山なみの稜線を分断しない高さとする。** | □ | 周囲の道路や公園などの公共の場から見て、背景となる山なみの稜線を分断しない高さや位置としている。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 形態・意匠素材色彩 | ◆ | **周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。** | □ | 周辺の景観に調和するよう屋根や外壁等の素材について次のいずれかのとおり配慮している。 |  |
|  | ・自然石、木材、土壁等の自然素材を活用している。 |
|  | ・過度に光沢、反射する素材の利用を避けている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 周囲に圧迫感、威圧感を与えないように、壁面の形態や意匠について次のいずれかのとおり配慮している。 |  |
|  | ・周囲と壁面線の位置を合わせている。 |
|  | ・敷地境界線から壁面を後退させている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 勾配屋根など自然景観や田園景観に調和する屋根形状としている。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 自然景観や田園景観と調和した穏やかな色彩となるように配慮している。 |  |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | **マンセル値により色相Ｒ、****ＹＲ、Ｙは彩度６以下、その他の色相は彩度４以下とする。（必須）** | □ | 外壁及び屋根の色彩のマンセル値が色相Ｒ、ＹＲ、Ｙは彩度６以下、その他の色相は彩度４以下である。（ただし、基準を満たさない色はシンボルカラー又はアクセントカラーとしての使用で、その範囲が見付面積、水平投影面積のそれぞれ20%以下の場合は使用できます。） |  |
| ※基準を満たしていない場合は、その理由を記載してください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 建築物または敷地の緑化 | **◆** | **公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化（敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること）に努める。** | □ | 敷地の接道部や河川沿いに接する部分について、既存の緑の保存・活用、植栽を行うなど、緑化に努めている。 |  |
| □ | 隣地境界部の緑化に努めている。 |
| □ | 屋上、ベランダ・バルコニー等の緑化に努めている。 |
| □ | オープンスペースや駐車場など、上記以外の敷地内の緑化に努めている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 項目 | 景観形成基準 | **申請者記入欄** | 適・不適 |
| チェック内容（それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） |
| その他の敷地及び外構など | **◆** | **室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。** | □ | 室外機や高架水槽などの建築設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置している。 |  |
| □ | 室外機や高架水槽などの建築設備が見える場合は、次のいずれかのとおり配慮している。・植栽で囲む。・建物と調和した色彩や素材の囲いを設ける。・建物と調和した形態、色彩としている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | **配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色とするなど目立たないようにする。** | □ | 配管やダクトなどは、道路等の公共の場所から見えないように設置するか、次のいずれかのとおり修景を行っている。　・植栽やルーバーで覆う。・建物の一部に取り込む。 |  |
| □ | 配管やダクトなどを道路等の公共の場所から見えるところに設置する場合は目立たないよう、壁面と同一若しくは同色系統の色彩としている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | **駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などに努める。** | □ | 駐車場、駐輪場、ごみ集積場などは通りから目立たないところに配置している。 |  |
| □ | 駐車場、駐輪場、ごみ集積場などが通りから見える場合は、次のいずれかのとおり配慮している。・建築物本体と同様の形態・意匠として連続性のあるデザインとする。・建築物と同様の素材や植栽で公共の場から見える部分の５分の１以上を　　覆っている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | **道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。** | □ | 閉鎖的な塀・擁壁を避け、次のいずれかのとおり配慮している。 |  |
|  | ・植栽を行っている。 |
|  | ・ルーバーなど透視性のあるものを用いている。 |
|  | ・木、石などの自然素材や擬木などを用いている。 |
| □ | その他の配慮事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※ **敷地内に駐車場を設置する場合の配慮事項**

敷地内に駐車場を設置する場合は、以下の内容についてもご配慮ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **駐車場の緑化基準** | **◆出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。****◆植栽を行うなど、上記以外にも緑化に努めること。** |

※ 植栽により駐車場を囲む時は、犯罪防止や安心安全な空間となるように、ある程度の透視性を確保する必要があります。